

2月の税務

編集発行人

所長税理士	中島	由雅
副所長税理士	平田	保
〃	中村	和夫
〃	重野	良二
〃	江村	一郎
〃	小嶋	正幸
〃	工藤	重孝
〃	武藤	賢一
〃	菅沼	一美
〃	伊藤	政則
〃 医療担当	加藤	登
〃	岡	伸夫
〃 金融担当	穂積	一秀
〃	小澤	善昭
〃 総務担当	重信	浩一
〃 事務担当	平林	領
〃 中小企業診断士	飯田	順
〃	阪野	峰雄
顧問公認会計士	古屋	卓己
顧問農学博士	中島	宏

〒338-0012

さいたま市中央区大戸

6-30-1

Tel 048-855-4466

Fax 048-855-2288

- 2月1日から3月15日まで
 - 1 前年分贈与税の申告
- 2月10日
 - 2 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 2月16日から3月15日まで
 - 3 前年分所得税の確定申告
- 2月28日
 - 4 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
 - 5 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 6 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 7 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
 - 8 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
 - 9 消費税の年税額が4800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
- 2月中において市町村の条例で定める日
 - 10 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

《通信欄》

あつという間に一ヶ月が経ちましたが、いかがお過ごしでしょうか。

今日は、電子帳簿保存法についての話致します。実は昨年末より静かな問題がありました。令和四年月よりメールで受け取った請求書等資料は紙で出力して保存しても保存したと認められなくなる。そして保存の義務を満了しないといふ法人、個人の青紙申告の特典が受けられなくなる恐れがありました。これを回避する為には、PCのディスプレイ等に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力することが出来る様にしておく。具体的には請求書等のデータファイル名に規則性をもとて表示(年月日・会社名・金額)し、それと取引先や各月毎のフォルダーに格納保存する。併せて、電子取引の取引情報に係る保存規定(事務処理規定)を作成し備えつける等必要でした。従って紙で発行された資料は紙の保存、電子データで受けとった資料は所定の管理の上でデータ保存し二種類の保存方法をしなければならぬと大騒ぎだったのです。

ところが昨年末の税制改正大綱にて二年間猶予期間を設けること発表され、これら二連の事は令和六年一月まで特段の罰則はなくなり、あくまでも猶予なので準備して対応しなくて必要ありません。少し安心のようです。(中島)

中央税務会計事務所ニュース

2月号

所得税及び復興特別所得税

の確定申告

▼2月16日(水)～3月15日(火)▲

令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となりました。相談及び申告書の受付は、令和4年2月16日から同年3月15日までとなっています。必要書類等のご用意はお早めにご用意ください。

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

課税される所得の種類は、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得に分類されます。

ここでは、給与所得がある人で確定申告が必要な場合についてふれてみました。

給与所得者は、通常「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されるため申告は不要ですが、次の計算において残額があり、さらに①～⑥のいずれかに該当する場合には所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。

各種の所得の合計額から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きします。

【主な留意事項】

令和3年分の確定申告は、令和2年分のような大幅な変更はありませんが、申告書の様式について、主に次のような変更があります。

◆押印欄の廃止

令和2年分の確定申告から実質的に不要となった押印について、各書類の押印欄が消去されました。

◆事業収入の区分欄の創設(確定申告書Bのみ)

帳簿の保存方法について、「優良な電子帳簿」、「一般の電子帳簿」、「紙の帳簿(複式簿記)」、「紙の帳簿(複式簿記以外)」から選択して記載する欄が追加されました。

◆不動産収入の区分欄1・2の創設(確定申告書Bのみ)

事業収入の区分欄と同様、帳簿の保存方法について、区分欄2に記載します。

◆雑収入「その他」欄の区分欄の新設

個人年金や暗号資産取引などの収入の有無を確認するための欄です。

確定申告 Q & A

確定申告の時期には全国で2,000万人を超える納税者の方々が確定申告を行います。そこで、この時期に税務署への問い合わせが多い項目の中から「確定申告が必要な方」と「誤りの多い事例」についての一般的な回答を掲載しましたので、確定申告の際の参考にして下さい。(国税庁 HP より一部抜粋・改変)

Q. 所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がある人は、どのような人ですか。

A. 所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がある方は次のような方です。

① 給与所得がある方

給与所得者の大部分の方は、「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されますので申告は不要ですが、一定の要件に当てはまる方は確定申告が必要です。(P. 1 参照)

② 公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある方は、確定申告が必要です。

ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。

(※) 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

(※) 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。詳細は、お住まいの市区町村の窓口にお尋ね下さい。

③ 退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものについては確定申告が必要です。

(※) 退職金などの支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合、一般的に退職所得に係る所得税及び復興特別所得税は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、申告書の提出は不要です。

④ ①～③以外の方の場合

各種の所得金額の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から、所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告が必要です。

Q. 所得税及び復興特別所得税の確定申告で、誤りの多い事例にはどのようなものがありますか。

A. 次のような誤りが多く見受けられますので、ご注意下さい。

副収入の申告漏れ

インターネットによる副業などで得た所得についても合わせて申告する必要があります。

また、暗号資産の売却又は使用で生じる所得についても合わせて申告する必要があります。

給与所得・雑所得の計算誤り

令和2年分から給与所得控除額・公的年金等控除額が一律10万円引き下げられ、控除上限額が変更されました。

また、令和2年分から一定の場合に給与所得から所得金額調整控除額を差し引く必要があります。

一時所得の申告漏れ

生命保険会社などから、満期金や一時金を受け取られた方は、その収入が一時所得として申告する必要がないか、生命保険会社などから送付された書類で、もう一度確認して下さい。

また、競馬など公営競技の払戻金は課税の対象となりますので、高額な払戻金を受けた場合には、申告が必要となることがあります。ご注意ください。

医療費控除の計算誤り

薬局で購入した日用品については、医療費控除の対象になりません。

高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金や生命保険会社・損害保険会社からの入院給付金などで補てんされる金額は、(その給付の目的となった医療費の金額を限度として)支払った医療費の額から差し引きます。

寄附金控除の適用漏れ(ふるさと納税を行った方)

確定申告を行う場合には、ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっても、令和3年中に支払った全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

地震保険料控除の適用誤り

地震等損害保険契約以外の保険料について地震保険料控除の適用はありません(平成18年12月31日までに締結し、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないなど一定の旧長期損害保険契約等を除きます)。

寡婦控除、ひとり親控除の適用漏れ

寡婦かひとり親に該当する方は、寡婦控除又はひとり親控除が受けられます。

配偶者控除及び配偶者特別控除の適用誤り

合計所得金額が1,000万円を超えている方は配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることができません。

また、配偶者控除を受ける方(配偶者の合計所得金額が48万円以下の方)は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

基礎控除の記載漏れ・適用誤り

令和2年分から合計所得金額が2,500万円を超えている方は、基礎控除を受けることができません。

合計所得金額が2,400万円以下の方は、48万円の基礎控除が受けられますので、必ず記入して下さい。

合計所得金額が2,400万円を超えている方は、その合計所得金額に応じた控除額を記入して下さい。

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用誤り

①入居した年及びその年の前2年又は後3年以内に譲渡所得の課税の特例(3,000万円の特別控除など)を適用するときは、住宅借入金等特別控除を受けることはできません。

②住宅取得等資金の贈与の特例を受けている場合には、住宅借入金等特別控除額の計算において、その特例を受けた金額を住宅の購入金額から差し引いて計算します。

復興特別所得税額の記載漏れ

平成25年分から令和19年(2037年)分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。